

「胎内市ふるさと納税寄附金業務委託」プロポーザル実施要領

1 実施目的

本実施要領は、ふるさと納税寄附金業務を委託する事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

別紙「胎内市ふるさと納税寄附金業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

3 予定履行期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

4 契約上限額

寄附金額の15%に相当する額を委託料の上限とする。

5 参加資格等

(1) 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記の全ての要件を満たすものとする。

- ① 他自治体において、ふるさと納税に係る業務（業務内容は仕様書の4に掲げるもの）を一括して受託した実績があること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 胎内市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者又は指名停止の措置要件に該当する者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされてない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は当該申立てがなされなかった者とみなす。
- ⑤ 納付すべき国税及び地方税に滞納がないこと。

(2) 参加者からの除外

- ① 上記(1)のいずれかの要件を欠くようになったとき。
- ② 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ③ 法的整理が開始されるなど、いわゆる「倒産状態」になったとき。

④ 威圧その他の行為により公正かつ円滑な選定業務を妨げたとき。

6 実施スケジュール

実施要領等の公表	令和2年 9月 18日 (金)
参加希望票受付期限	令和2年 10月 7日 (水)
質問受付期限	令和2年 10月 7日 (水)
指名通知日	令和2年 10月 9日 (金)
質問回答	令和2年 10月 12日 (月)
提案書受付期限	令和2年 10月 30日 (金)
提案に係る質疑	令和2年 11月 9日 (月)
提案に係る質疑回答期限	令和2年 11月 13日 (金)
選定結果通知	令和2年 11月 20日 (金) 予定

7 担当窓口

〒959-2693 胎内市新和町2番10号

胎内市 総合政策課 企画政策係

TEL : 0254-43-6111 (内線 1363) FAX : 0254-43-2868

E-Mail : kikaku@city.tainai.lg.jp

8 参加希望受付

この実施要領及び仕様書等を十分確認し、業務委託の趣旨を踏まえた上で、参加希望の事業者は、提案の参加意思確認を行うために、参加希望票を事前に提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加希望票 (様式 1)
- ② 履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)
- ③ 財務諸表
- ④ 納税証明書 (法人税及び消費税及び地方消費税)
- ⑤ 会社概要等の資料 (パンフレット等)

(2) 受付期間

令和2年 9月 23日 (水)～10月 7日 (水) (ただし、閉庁日を除く。)

時間 9:00～17:00

(3) 提出方法

担当窓口へ郵送

(4) 指名通知

令和2年 10月 9日 (金) 発出予定

9 質問の受付及び回答

この実施要領及び仕様書等に関する質問があるときは、質問書（様式 2）を以下のとおり、提出すること。

(1) 受付期間

令和 2 年 9 月 23 日（水）～10 月 7 日（水）（ただし、閉庁日を除く。）

時間 9:00～17:00

(2) 提出方法

担当窓口へ質問書（様式 2）により電子メールで提出。

到達確認のため、メール送信後必ず電話にて連絡すること。

(3) 質問への回答

令和 2 年 10 月 12 日（月）以降、胎内市ホームページに掲出する。

10 提案の受付

指名通知を受けた事業者は、次の提出書類を提出すること。

(1) 提案書受付期間

令和 2 年 10 月 12 日（月）～10 月 30 日（金）（ただし、閉庁日を除く。）

時間 9:00～17:00

(2) 提出方法

担当窓口へ郵送

(3) 提出書類

次の①から⑥までの書類を 1 組としたものを「提案書」とする。作成に当たっては、提案書作成要領（別添 A）を参考にすること。

① 提案者の概要（別記様式 1）

② 業務実績調書（別記様式 2）

③ 担当者実績及び業務執行体制（別記様式 3）

④ ポータルサイト運用調書（別記様式 4）

⑤ 業務についての提案（任意様式）

⑥ 見積書（別記様式 5）

⑦ 見積内訳書（別記様式 6）

(4) 提出部数

正本 1 部、副本 6 部（写し可）

11 提案に係る質疑・回答

(1) 提案に係る質疑の通知

令和2年11月9日（月）17:00までにメールで通知

(2) 提案に係る質疑回答期限

令和2年11月13日（金）17:00までにメールで回答

到達確認のため、メール送信後必ず電話にて連絡すること。

12 書類審査の実施

胎内市ふるさと納税寄附金業務委託契約プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が事業者から提出された提案書を判断要素として、審査委員会が作成した評価基準に基づき書類審査する。

なお、契約上限額を超えた場合は失格とする。

13 評価方法

書類審査の評価については、別紙評価基準に基づき総合計得点により競うものとし、総合計得点が最も高い事業者を受託候補者として特定する。

なお、受託候補者が、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を繰上げるものとする。

(1) 総合計得点及び内訳

ア 書類審査評価点	60点
イ 見積金額評価点	40点
総合計得点（ア+イ）	100点

14 その他

(1) 本プロポーザル参加に関する費用は、参加者の負担とする。また、提出された書類は返却しない。

(2) 提案書等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明したときは、指名停止等の措置を行うことがある。

(3) 本要領に定めのない事項については、協議の上、決定する。